

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成29年(2017年)4月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

- 【1】共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は,いずれも相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとした事例(平成29年4月6日最高裁)
- 【2】夫Bは妻Aと一時別居,同居再開,別居に至ったためAは婚姻費用の分担を申立て,BはAの不貞を理由に権利濫用と主張した事案。2度目の別居はAの不貞が十分推認されるとして,原審判の婚姻費用のうち子らの養育費相当分限り支払を命じた(平成28年3月17日大阪高裁)
- 【3】Y銀行はX名義の預金口座からの預金の払戻しの請求に対し,同口座は「犯罪利用預金口座等」に当たるとして取引停止措置を執ったため,Xが預金の払戻し及び遅延損害金の支払を求めた事案。1審,控訴審ともYの主張が退けられた(平成28年11月29日大阪高裁)
- 【4】A(Yの元夫)が締結した簡易生命保険契約をYがAの代理人として解約し解約還付金等も受領したが,X(日本郵便(株))がYの無権代理を理由として,解約還付金等相当額の不当利得による返還請求をした。YはAから代理権を授与されていたとして,Xの請求を棄却(平成27年3月13日東京地裁)
- 【5】貸與人Xが本件建物部分を賃借して長年日用雑貨販売の店舗を営むYに,都条例に定める耐震基準を大幅に下回り建物の解体を必要とするとの理由から立退きを求めた事案。本判決は明渡の正当事由ありとして,立退き料は3000万円を相当すると判断(平成28年3月18日東京地裁)
- 【6】差押の時効中断の効力の及ぶ範囲は,債権者が差押債権の範囲を超える金額を請求債権として差押命令の申立をし,債権差押命令がされた場合には差押債権の範囲ではなく請求債権として表示された債権及び遅延損害金の全てについて中断の効力が及ぶと判示(平成28年4月4日東京地裁)
- 【7】X及びBは,相続不動産の第三者への所有権移転登記手続を行ったが,登記申請行為は相続財産の処分当たるとして,その後にX及びBが行った相続放棄は無効とされた。X及びBの委任により一連の手続を行った弁護士に対する,Xの損害賠償請求が認められた事例(平成28年8月24日東京地裁)

(商事法)

- 【8】X1がY2経営のホテルAに宿泊し同ホテル内のY1のマッサージ店で施術を受けたところ後遺障害を負ったためY1Y2に損害賠償金等を連帯請求。本判決はY1の不法行為責任等を認め,Y2には会社法9条類推適用により名板貸人と同様の責任を負うとした(平成28年2月10日神戸地裁姫路支部)
- 【9】金融機関から融資承認を前提に不動産売買業Yからマンションの一室を購入し手付金を交付したが,その後融資承認を得られなかったとしてYに手付金等の返還を求めた事案。Yは本件売買契約の白紙撤回を狙ったものと主張したがXの売買契約の解除が有効とされた(平成28年11月22日東京地裁)

(知的財産)

- 【10】控訴人(別件特許権侵害訴訟被告)が被控訴人(別件侵害訴訟原告)に対し,控訴人の商品を販売する会社に虚偽の事実を告知したのは改正前不正競争防止法2条1項14号(現行法15号)の不正競争に当たるとして被控訴人に損害賠償を求めたが,棄却された事例(平成29年3月22日知財高裁)
- 【11】拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって,発明該当性(特許法29条1項柱書)の充足の有無等が争点となったが,本願発明はエネルギー保存の法則という物理法則に反するものであって「発明」ではないとして請求が棄却された事例(平成29年3月23日知財高裁)

(民事手続)

- 【12】原告(被告の従業員)が提出した,書証たる被告会社の社内文書,特定の文書の証拠説明書の立証趣旨の記載

部分につき、被告が訴訟記録閲覧制限申立をしたが却下された。抗告審では、 については原却下決定を取消 については、抗告を棄却(平成27年9月14日東京高裁)

【13】警察官の違法な制圧行為で死亡したとする国家賠償請求訴訟で、警察が押収した同行為を撮影した電磁記録の提出命令申立を認容した原決定に対し、即時抗告審では提出を拒否した保管検察官の裁量判断に裁量権逸脱又は濫用はなかったとして原決定を取消(平成29年3月20日福岡高裁)

【14】ロシア連邦商工会議所付属国際商事仲裁裁判所を仲裁機関に指定する合意が有効とされ、同仲裁判断以前の事情(金銭借用契約書の偽造)を請求異議事由とすることはできないとして、同裁判所の仲裁判断の執行が認められた事例(平成28年7月13日東京地裁)

【15】破産会社Aの破産管財人Xが、Aから自動車を300万円で買い受けたとするYに対し、同売買契約が代金の支払われていない詐欺的なものだったとして否認権を行使し転売された同自動車の返還に代わる時価相当額210万円の価格償還を求め、その請求が一部認容された(平成28年7月20日東京地裁)

(刑事法)

【16】参考人として警察官に対して犯人との間の口裏合わせに基づいた虚偽の供述をする行為が刑法(平成28年法律第54号による改正前のもの)103条にいう「隠避させた」に当たるとされた事例(平成29年3月27日最高裁)

【17】陳述書等の新証拠が無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たるとして再審開始の決定をした原審の手續に審理不尽の違法があるとされた事例(平成29年3月31日最高裁)

【18】金融商品取引法167条3項違反の罪の成立には、事実の伝達行為が構成要件上不可欠であるが、同法には伝達行為を処罰する規定がないため同行為は不可罰との主張が、同条3項の罪の教唆行為は十分可罰的であるとして排斥された事例(平成27年9月25日東京高裁)

(公法)

【19】地方公務員災害補償法32条1項ただし書及び附則7条の2第2項の規定のうち、死亡した職員の夫について一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分は、処分当時において合理的な理由を欠くものとはいえないから憲法14条1項に違反しないとした事例(平成29年3月21日最高裁)

【20】確定申告に際し、所轄税務署長が馬券の払戻金を雑所得ではなく一般所得とし、外れ馬券購入費を総収入金額から控除できないとした判断に対し、一審は税務署側の主張を認めたが、控訴審では払戻金は雑所得、外れ馬券を含みすべての馬券の購入代を必要経費と認定(平成28年4月21日東京高裁)

【21】地域の連絡協議会の懇親会に出席した市長が支払った出費を違法として住民が市長及び支払いを決裁した総務課長に損害賠償を請求した事案。原審は本件支払は違法な支出でありAは支出命令の専決権者として重大な過失があるとされ、市側が控訴したが同控訴は棄却(平成28年9月15日仙台高裁秋田支部)

【22】土地の固定資産税等につき課税標準の特例が適用されず過大な賦課処分があったとして国賠法に基づく損害賠償請求が提訴された。被告に調査注意義務違反があると原告の請求を認容したが、原告にも地目変更登記の懈怠等があるとして、3割の過失相殺を認定(平成28年4月28日東京地裁)

(社会法)

【23】じん肺管理区分の認定に不服であり、取消を求める法律上の利益は「当該労働者等が死亡したとしても、当該労働者等のじん肺に係る未支給の労災保険給付を請求することができる上記遺族が存する限り失われるものではない」と判示(平成29年4月6日最高裁)

【24】コンビニ店長の自殺についてなされた、遺族補償一時金の支給等請求に対する不支給処分の取消請求事件。労災における認定基準を採用し、心理的負荷の強度が「強」にあたるとして、業務起因性を認め原処分を取り消した(平成28年9月1日東京高裁)

【25】クラブ「Wynn」を経営する原告会社がドメイン名「WYNN.CO.JP」を登録し、被告(米国内でWynnの名称でリゾート事業を行う会社)に対して、不正競争防止法に基づく上記ドメイン名の使用差止請求権を有しないことの確認を求めたところ、原告請求が棄却された事例(平成29年3月14日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成29年4月6日 最高裁HP

平成28年(受)第579号 預金返還等請求事件(一部破棄自判・一部却下)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/670/086670_hanrei.pdf

(裁判要旨)

共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない

(理由)

定期預金については、預入れ1口ごとに1個の預金契約が成立し、預金者は解約をしない限り払戻しをすることができないのであり、契約上その分割払戻しが制限されているものといえる。そして、定期預金の利率が普通預金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、一定期間内には払戻しをしないという条件と共に定期預金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期預金契約の要素というべきである。他方、仮に定期預金債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい(最大決平成28年12月19日参照)。この理は、積金者が解約をしない限り給付金の支払を受けることができない定期積金についても異ならないと解される。

(2) 大阪高決平成28年3月17日 判例タイムズ1433号126頁

平成28年(ラ)第38号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(変更, 確定)

妻Aは、夫Bと婚姻後一時別居していたが、暫くして同居を再開し、その後、再び、子を連れて別居し、Bに対し、婚姻費用分担の申立てをした。Bは別居に至った原因は専らAの不貞行為によるものであり婚姻費用分担金の請求は権利濫用であると主張した。本決定は、最初の別居をしていた時期については、Aは男性と交際していたと窺わせる事情は認められるが、Aは従前から鬱病と診断され、家出して一人で旅行するなど精神的に不安定な状況であったことや、その後再度Bと同居している等の諸事情に照らし、Aに不貞があったとしても婚姻費用分担金の請求が権利濫用とまでは評価できないとしたが、同居再開後のAと別の男性との関係については、SNSを使い単なる友人あるいは長女の習い事の先生との間の会話とは到底思われぬようなやりとりをするような関係であることから不貞行為は十分推認され、婚姻費用分担金の請求は信義則あるいは権利濫用の見地から、子らの養育費相当分に限って認められるとし、原審判の定めた婚姻費用月額35万円を29万7000円に減額した。

(3) 大阪高判平成28年11月29日 金法2063号72頁

平成28年(ネ)第1926号 預金払戻請求控訴事件(控訴棄却)

Xは、Y銀行に開設した自己名義の預金口座について、Y銀行に対し、預金の払戻し及び遅延損害金の支払を求めた。Y銀行は、振り込み詐欺救済法及び普通預金規定に基づき本件口座につき取引停止措置を執ったとして、支払を拒んでいるものであるが、その理由として、(1)本件口座が補助参加人Wによる生活保護の不正受給の詐欺に利用されたこと、(2)本件口座が犯罪収益移転防止法違反行為(他人名義の預金口座の利用)に利用されたこと、(3)本件口座がWの補助参加人Zに対する恐喝による公正証書を作成した上での金銭交付の振込先として利用されたこと、(4)本件口座がWのZに対する無効な公正証書を利用した恐喝の振込先として利用されたことを主張している。原判決は、Y銀行はXによる本件口座の払戻しを拒絶することができないと判示したところ、これに対し、ZがY銀行のために控訴を提起した。

本判決は、原判決と同旨の以下の判断により控訴を棄却した。すなわち本件口座につき、Wがかつて生活保護費の不正受給をしていたとしても、被害者である自治体から財産を取得する方法として本件口座を利用したのではなく、仮にWがXの口座を管理して自己の取引のために利用する行為が犯罪収益移転防止法に違反するとしても、これは人の財産を害する罪ではないから、同口座は「犯罪利用預金口座等」(振り込み詐欺救済法2条4項)には該当しない。また、WによるZに対する恐喝の事実は認められない。

(4) 東京地判平成27年3月13日 金法2062号89頁

平成25年(ワ)第22186号 不当利得返還請求事件(請求棄却)

本件は、Yの元夫であるAが国(郵政省)との間で締結した簡易生命保険契約をYがAの代理人として解約し、解約還付金等の交付を受けたことについて、同保険契約上の地位を承継した独立行政法人郵便貯金・簡易生命保健管理機構から同保健管理業務の委託を受けた補助参加人Z(株式会社かんぽ生命保険)から再委託を受けたX(日本郵便株式会社)

が、上記解約及び解約還付金等の受領は、Yの無権代理によるものであったとして、同機構に代位して、主的に、不当利得返還請求権に基づき、解約還付金等相当額の利得の返還及びこれに対する利息(民法704条の悪意の受益者)の支払を、予備的に、無権代理人に対する損害賠償請求権(民法117条)に基づき、解約還付金等相当額の賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、無権代理による法律行為を理由とする不当利得返還請求においては、Yが「法律上の理由なく」利益を受けた(民法703条)こと、すなわち、代理権が授与されなかったこと等について、Xが主張立証責任を負うのが相当であるとの法解釈を示したうえ、Aが別居開始後に交付を受けた健康保険証及び運転免許証の各写しをYが所持していることは、妻の求めに応じて、夫がこれらの写しを送付したものと考えられ、Yが保険解約請求等を行うに際し、Aに電話して、その代理権を授与され、上記各写しの送付を依頼したとするYの供述等が信用できることなどその他の事実からしても、AがYに対し、保険解約請求等に先立って、その旨の代理権を授与したことを認めた。

(5)東京地判平成28年3月18日 判例時報2318号31頁

平成25年(ワ)第31867号 建物明渡請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

本件建物(昭和49年建築地下1階、地上11階)の賃貸人Xが、本件建物部分をXより平成5年から月額賃料40万余で賃借し、日用雑貨販売の店舗を営んでいた賃借人Yに対し、借地借家法28条の正当の事由を理由に契約の更新拒絶の通知をし、所定の賃貸借期間満了をもって契約が終了したとして建物の明渡等を求めた事案である。Xは正当事由を補完する財産上の給付として2160万円又は裁判所が相当と認める額の支払を申し出た。Xの主張する正当事由とは東京都の条例に基づいて耐震診断を実施したところ、基準値を大幅に下回る建物であることが判明したためXは本件建物を解体することとしたためであった。

本判決はYが本件建物部分に店舗を構え長年営業し、地元に根付いていたこと等から本件建物を使用する必要性は高いとしながらも、耐震性に問題があり補強工事による対応にも合理性を欠き現実的でないこと等から正当事由を認め立退料は、3000万円を相当と判断した。

(6)東京地判平成28年4月4日 判例時報2320号55頁

平成24年(ワ)第34351号 弁済業務保証金認証手続請求事件(認容(確定))

Xは、不動産保証協会Yの社員である宅建業者Aが不動産売買の仲介契約解約後も手付金を返還しないとして、訴訟を提起し、確定判決を取得。その後、AがYに対して有する弁済業務保証金分担金にかかる供託金の取戻請求権について平成13年に差押命令の発令を受けた。Aは平成14年に廃業し、Xは、Yに対し、Yが供託した弁済業務保証金について弁済を受けることが出来る金額が約650万円(元本300万円及び遅延損害金。本件対象債権。)であることの認証を求めたが、Yは、本件訴訟の第1回口頭弁論期日(平成25年1月)に、消滅時効を主張した。本判決は、差押命令がAに送達された平成13年7月に本件対象債権元本に中断の効力が生じたとした上で、Yとの関係ではなお執行の可能性が存していたとして、差押命令による中断事由は終了しておらず、本件対象債権の消滅時効は中断したままであり、時効中断の効力の及ぶ範囲については、債権者が差押債権の範囲を超える金額を請求債権として差押命令の申立をし、債権差押命令がされた場合には、差押債権の範囲ではなく、請求債権として表示された債権及び遅延損害金の全てについて中断の効力が及ぶとした。

(7)東京地判平成28年8月24日 判例タイムズ1433号211頁

平成27年(ワ)第3990号 損害賠償請求事件(認容)

被相続人Aの相続人X(二女)B(妻)及びC(長女。在米中)は、弁護士Yに対し相続放棄及び相続不動産の贈与を原因とする所有権移転登記手続を依頼した(Aは債務超過であったが所有不動産を孫D(Cの子)に贈与する旨の契約書を作成していた)。Yは、Cの相続放棄申述手続をとった後、Dへの所有権移転登記手続をとり、その後X及びBの相続放棄申述手続をとった。被相続人の債権者はX及びBがした所有権移転登記手続の申請行為はAが行った生前処分として相続財産の処分当たり、単純承認とみなされるため相続放棄は無効であるとして相続債務の履行請求訴訟を提起し認容されたため、XはYに対し説明義務違反を理由に認容額相当の損害賠償等を求めた。本判決は、YがXに対し相続放棄の申述に先立って所有権移転登記手続をすることにリスクをおよそ説明しなかったとは認められないが、同手続をとることによって直接利益を受けることのないXの立場に十分配慮せず、単純承認をしたものとみなされることによって多額の債務の支払を求められ、自己破産も余儀なくされるおそれを現実性のあるものとしてXに理解させる説明をしていなかったとして、Yの損害賠償責任(上記認容額828万4206円及び弁護士費用252万6000円)を認めた。

【商事法】

(8)神戸地姫路支部判平成28年2月10日 判例時報2318号142頁

平成25年(ワ)第732号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

X1がY2経営のホテルAに宿泊した際に同ホテル内のY1のマッサージ店で施術を受けたところ,歩行困難となり,その後,頸椎症性脊髄症と診断され手術を受けたが四肢不全麻痺の後遺障害を負ったため,X1がY1に対し注意義務違反又は過失により後遺障害を負ったとして債務不履行又は不法行為に基づき,Y2に対しY2がマッサージ店の営業主体であると誤認させる外観を作出しX1はこれを信じたことにより後遺障害を負ったとして主位的には会社法9条類推適用に基づき,予備的には使用者責任に基づき損害賠償金等の連帯支払を求めた。さらにX1の妻X2及び子X3,X4もY1及びY2に対し損害賠償金等の連帯支払を求めた。

本判決は,Y1のX1に対する債務不履行及び不法行為責任を認め,またY2は,ホテルAの建物外部にはマッサージ店の屋号は表示されていない,マッサージ店はホテルAの他の施設に混在して存在し,店内にはホテルAのロゴ入りタオルが常備され料金もホテル宿泊代と一括精算できるようにするなどホテル利用客に対し,マッサージ店の営業主体がY2であると誤認混同させる外観が存在した等の理由から会社法9条類推適用により名板貸人と同様の責任を負うとした。なお,X2ないしX4についてはY1に対する請求を一部認めたが,Y2に対する会社法9条の類推適用については,妻及び子らはY2と取引関係に入ったわけでも外観を信頼したということもなく類推適用の前提を欠くとして否定した。

補足

X1 認容額8727万8540円(請求額8886万196円)

妻X2 認容額220万(慰謝料200万,弁護士費用20万),請求額は330万

子X3・X4 認容額110万(慰謝料100万,弁護士費用10万),請求額は330万

(9)東京地判平成28年11月22日 金法2062号74頁

平成28年(ワ)第11387号 手付金返還請求事件(請求認容)

本件は,金融機関から融資を承認されることを前提に,不動産売買業を営むYからマンションの一室を購入し,手付金として100万円を交付したXが,売買契約で定めた融資承認取得期限までに融資の申込みをした3銀行から承認を得られなかったことを理由に売買契約を解除したから,約定に基づき手付金の返還を求めると主張して,100万円及びこれに対する返還請求をした日の翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による金員の支払を求めた事案である。Yは,(1)買主が故意に虚偽の証明書等を提出した結果融資の全部または一部が不承認となった場合には解除できない旨の条項に該当すること,(2)本件売買契約書には融資申込額の上限が5020万円と記載されているのに,Xらはこれを越える融資額の申込みをしており,しかも2行に対しては事前相談の回答額を超える申込みをしているから,上記約定の適用の前提を欠くこと,(3)Xらは,上記マンションに隣接してマンションが建設されることを知って,本件売買契約の白紙撤回を求め,あえて事前相談の回答額を超える融資額の申込みをしたのであり,上記約定を濫用したものであることを主張している。

本判決は,Xが故意に虚偽の証明書等を提出したとは認められず,Xの融資申込額は事前相談による銀行の回答額を90万円ないし100万円上回るにとどまることなどから上記約定の適用の前提を欠くとはいえず,Yが主張するようなX側の帰責事由も認められないから,Xによる売買契約の解除は有効であると判示した。

【知的財産】

(10)知財高判平成29年3月22日 裁判所HP

平成28年(ネ)第10094号 損害賠償請求控訴事件 不正競争 民事訴訟 (原審:大阪地裁平成27年(ワ)第11759号) (棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/623/086623_hanrei.pdf

被控訴人株式会社バイオセレントック(被控訴人バイオ)は,控訴人コスメディ製薬株式会社(控訴人コスメディ)が製造販売し,岩城製薬の販売する製品(以下「控訴人ら製品」という。)が,被控訴人バイオ保有の本件特許権を侵害すると主張して,本件控訴人コスメディ及び岩城製薬を被告として別件侵害訴訟を提起したが,別件侵害訴訟は,特許無効を理由に,被控訴人バイオ敗訴の一審判決が確定した。

本件は,別件侵害訴訟の被告であった控訴人コスメディが,同訴訟の原告であった被控訴人バイオに対し,同バイオが「控訴人コスメディによる本件特許権侵害」という虚偽の事実を岩城製薬に告知した行為は,改正前不正競争防止法2条1項14号(現行法15号)の不正競争に該当すると主張して,被控訴人バイオに対して損害賠償の支払を求めた事案。

別件侵害訴訟は,本件特許の無効を理由に,特許権侵害を理由とする被控訴人バイオの請求が認められず,同請

求を棄却した一審判決が確定したのであるから、結果として、同訴訟において被控訴人バイオが主張していた事実(控訴人ら製品が本件特許権の侵害品であるとの事実)は、虚偽であったことになり、また、かかる訴訟手続を通じて、その虚偽の事実が岩城製薬に告知されたことになる。したがって、かかる岩城製薬に対する告知は、形式的には不正競争防止法2条1項14号の不正競争に該当する。

しかしながら、訴えの提起が相手方に対する違法な行為となるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られる。かかる要件を満たさないのに、訴訟提起という形による虚偽事実の告知が形式的に不正競争に当たるとを理由として、これを違法とすることは、たとえ訴訟提起の相手方(本件では岩城製薬)との関係で違法と評価するものではなかったとしても、結局はこれを不当提訴であると断じるに等しく、裁判制度の自由な利用を著しく阻害することとなり妥当でない。

したがって、かかる制度的観点からは、特許権者が、競業者ないしその取引先に対する関係でおよそ請求が成り立たないことを知りながら、あるいは、当然そのことを知り得たはずであるのに、あえて当該取引先をも共同被告として訴訟を提起するなど、訴訟制度を濫用的に利用したと評価し得るような特別な事情が存する場合は格別として、そのような場合でなければ、外形的には不正競争に当たり得るとしても、訴訟提起自体を違法と評価することはできないというべきである。

これを本件についてみるに、被控訴人バイオが、あらかじめ無効理由が存することを知りながら、あるいは、これを当然知り得たはずであるのに、あえて(無理を承知で)別件侵害訴訟を提訴したというような事情はうかがわれないうし、被控訴人バイオに、訴訟制度を濫用的に利用したと評価されるべき不当な目的があったことを認めるに足りる確な証拠もない。

以上によれば、被控訴人バイオが岩城製薬を共同被告として別件侵害訴訟を提起したのは、それが外形的には不正競争防止法2条1項14号の不正競争に該当し得る行為であったとしても、正当行為として違法性が阻却されるものと認めるのが相当であり、不正競争防止法2条1項14号の不正競争は成立しない、として本件控訴は棄却された。

(11)知財高判平成29年3月23日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10249号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/642/086642_hanrei.pdf

拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、発明該当性(特許法29条1項柱書)の充足の有無等が争点となったが、本願発明はエネルギー保存の法則という物理法則に反するものであって「発明」ではないとして、請求が棄却された事案。

本願明細書を参酌すると、本願発明は、バッテリーの電力をDCモータに給電し、起電コイルから生じた電力の一部をバッテリーに充電しながらDCモータに再給電してDCモータを永久に稼働させ、起電コイルから生じた電力の残りを外部に永久に供給するとしたものであり、入力した以上の電力(エネルギー)を出力するとしたものであって、明らかに永久機関とみられるものである(なお、本願発明に係る特許請求の範囲には、トルク脈動レス発電機を「連続的」に稼働させ続ける、電力を「連続的」に給電し続けるとの記載があるが、この「連続的」が「永久」を意味することは、本願明細書の記載から明らかである。)。したがって、原告が自認するとおり、本願発明は、エネルギー保存の法則という物理法則に反するものであるから、自然法則を利用したのではなく、特許法29条1項柱書の「発明」ではない。

一方、原告は、本願発明がエネルギー保存の法則を破るものであると主張するが、DCモータの銅損若しくは鉄損等の損失又は起動コイルの銅損の損失、あるいは、ネオジム磁石と起電コイルとの間で作用する力などを全く考慮しておらず、その主張は失当である。また、原告は、DCモータに給電した直流電圧よりも高い交流電圧が起電コイルに発生していると主張し、本願明細書の図4の記載を援用するが、起電コイルからの出力電圧が上がったからといって、DCモータに供給される電力(消費電力)よりも起電コイルから出力される電力が上回るということはいえないから、その主張は失当である。

以上から、本願発明は、特許法29条1項柱書の「発明」に該当しないから、発明該当性を欠くとした審決の判断には、誤りはない。

【民事手続】

(12)東京高判平成27年9月14日 判例時報2320号43頁

平成27年(ラ)第1444号 閲覧等制限申立却下決定に対する抗告事件(一部取消)

従業員であるXは、Y社(メーカー)に対し、退職勧奨の違法及びその後の現職場への配転命令の違法を理由として、現職場での就労義務の不存在確認及び損害賠償請求を提起した。Xは、本案訴訟において、Y社の社内文書を書証とし

て提出し、Y社は 各社内文書及び 特定の文書の証拠説明書の立証趣旨記載部分は「営業秘密」(不正競争防止法2条6項、民訴法92条1項2号)に該当するとして訴訟記録閲覧制限申立をした。

地裁はこの申立を却下したが、本決定は、 については、品質の維持管理等を行う品質環境分野における人的体制や戦略に関わる情報は、事業活動に有用な営業上の情報であり、秘密として管理されているとして却下した部分を取り消し、 については、部署の名称や職務分掌等が簡潔に記載されているに過ぎず、それ自体事業活動に有用なものとは認められないとして抗告を棄却した。

(13)福岡高判平成29年3月30日 裁判所HP

平成29年(ヲ)第4号 文書提出命令に対する即時抗告事件(原決定取消)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/674/086674_hanrei.pdf

警察官の違法な制圧行為により死亡したとして、同死者の遺族が提起した国家賠償請求訴訟において、「制圧行為の一部始終が生々しく撮影された電磁記録であり、鹿児島県警察が、テレビ局又は番組制作会社から押収し、音声画像が鮮明になるよう補正した上で、DVDに収録し、鹿児島県警察司法警察員から鹿児島地方検察庁検察官に送付されたもの」の文書提出命令が申し立てられ、原決定審がこれを認めたことに対し、即時抗告審が、「基本事件において本件準文書を取り調べる必要があることは認められるが、取調べの必要性が高いとは必ずしもいえない一方、本件準文書が開示されることにより、テレビ局等の報道の自由ないし取材の自由が侵害されるおそれ、基本事件の当事者ではない多数の者の尊厳や名誉及びプライバシーが侵害されるおそれ、テレビ局等と捜査機関との間の協力関係ないし信頼関係を損なうことにより将来の同種事件の捜査に支障が生じるおそれがあるといえることを考慮すると、本件準文書の提出を拒否した保管検察官の裁量判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであるとは認められない。」として、これを取り消した事案。

(14)東京地判平成28年7月13日 判例時報2320号64頁

平成25年(ワ)第4919号 請求異議事件(棄却(控訴))

XがYから1億9600万円を借りること等を内容とする借用契約書があり、その契約書にはこの契約に関する紛争はロシア連邦商工会議所付属国際商事仲裁裁判所に解決を委ねる条項が含まれていた。そして、上記貸付金の存否について紛争が生じ、仲裁裁判所は、XがYに上記貸付金を支払う等の仲裁判断をし、その後、Yは、執行決定を得て、強制執行をしようとしたところ、Xが契約書は偽造されたものである等として強制執行の不許を求めて請求異議訴訟を提起した。

本判決は「確定した執行決定のある仲裁判断」という複合的債務名義について、民事執行法35条1項後段の趣旨から、仲裁判断は、取消の裁判や執行決定手続において仲裁判断の成立に関して裁判所の審理が予定されていることを理由に、「裁判以外の債務名義」に当たらず、仲裁合意の不存在による仲裁判断の無効を異議事由とすることはできないと述べ、並びに、同条2項による異議事由の時的制限の有無及びその基準時に関して、その基準時を仲裁判断について既判力の生ずる仲裁判断時とし、仲裁判断がされる以前の事情を異議事由とすることはできないと判断し、請求を棄却した。

(15)東京地判平成28年7月20日 金法2062号81頁

平成27年(ワ)第14144号 否認権行使請求事件(請求一部認容)

本件は、破産会社Aの破産管財人Xが、破産会社Aから平成20年12月10日に自動車を300万円で購入したと主張するYに対し、同売買契約が代金の支払われていない詐欺的なものであるなどとして否認権を行使し、転売された同自動車の返還に代わる時価相当額210万円の価格償還を求めた事案である。

本判決は、まず本件売買契約につき代金が支払われていない旨の認定をした上で、同売買契約当時のAの資産状況等について、多額の欠損が生じていたことや訴外人Bから詐欺を理由とする5億円を超える損害賠償を求める訴訟を提起され、後にこれが一部認容されて今回の破産申立てに至ったこと、Yとの間で債務承認抵当権設定契約を締結したが後に被担保債権が否定されたことなどを認定して、Aは支払不能が発生することが予想される時期にあったとし、本件売買契約について、本件自動車をAの責任財産から外した上でAが使用するために仮装されたもので、Aやその役員であった者が、その財産を隠匿するためにYとの間で行ったものと認めて破産法160条1項1号の詐害性を肯定した。償還額は否認権行使時の時価100万円とした。

【刑事法】

(16) 最二決平成29年3月27日 最高裁HP

平成27年(あ)第1266号 犯人隠避,証拠隠滅被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/652/086652_hanrei.pdf

(要旨)

参考人として警察官に対して犯人との間の口裏合わせに基づいた虚偽の供述をする行為が刑法(平成28年法律第54号による改正前のもの)103条にいう「隠避させた」に当たるとされた事例

(事案)

Aは,A車(普通自動二輪車)を運転中,信号無視してB車に衝突させ,Bに傷害を負わせたと死亡させた。被告人は,道路交通法違反及び自動車運転過失致死の各罪の犯人がAであることを警察が突き止めるものと考え,Aの逮捕に先立ち,Aとの間で,A車が盗まれたことにする旨の話合いをした。

被告人はAの参考人としての取調べにおいて,警察官に対し,「Aがゼファーという単車に実際に乗っているのを見たことはない。Aはゼファーという単車を盗まれたと言っていた。単車の事故があったことは知らないし,誰が起こした事故なのか知らない。」などのうそを言い,本件事故の当時,A車が盗難被害を受けていたことから犯人はAではなく別人であるとする虚偽の説明をした。

被告人は,犯人隠避罪で起訴され,有罪判決を受けたため,弁護人が上告した。

(判旨)

被告人は,道路交通法違反及び自動車運転過失致死の各罪の犯人がAであると知りながら,同人との間で,A車が盗まれたことにするということ,Aを犯人として身柄の拘束を継続することに疑念を生じさせる内容の口裏合わせをした上,参考人として警察官に対して口裏合わせに基づいた虚偽の供述をしたものである。このような被告人の行為は,刑法103条にいう「罪を犯した者」をして現にされている身柄の拘束を免れさせるような性質の行為と認められるのであって,同条にいう「隠避させた」に当たると解するのが相当である(最高裁昭和63年(あ)第247号平成元年5月1日第一小法廷決定・刑集43巻5号405頁参照)。したがって,被告人について,犯人隠避罪の成立を認めた原判断は,是認できるから,上告を棄却する。

(17) 最一決平成29年3月31日 最高裁HP

平成28年(し)第639号 再審請求棄却決定に対する即時抗告の決定に対する特別抗告事件(原決定取消,差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/660/086660_hanrei.pdf

(要旨)

陳述書等の新証拠が無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たるとして再審開始の決定をした原審の手續に審理不尽の違法があるとされた事例

(事案)

請求人(被告人)は,元妻Aに対し,傷害を負わせた事実で起訴され,札幌簡易裁判所で略式命令(罰金15万円)を受け,同命令は確定した(以下「本件確定裁判」という。)。請求人は,無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとして,再審を請求し,新証拠(Aの陳述書(以下「本件陳述書」という。))を提出した。本件陳述書の内容は,実際には暴行を受けていないし,けがもしていないが,請求人との離婚を有利に進めるため,医師に頼んで診断書を書いてもらい,虚偽の被害届を出したというものである。

原々審は,本件陳述書等の新証拠は,捜査段階におけるAの供述を覆すに足るものではなく,無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したときに該当するものとはいえないとして,請求人からの再審請求を棄却する旨の決定(原々決定)をした。請求人からの即時抗告を受けた原審は,以下のとおり説示して,原々決定を取り消し,本件について再審を開始する旨の決定(原決定)をした。

すなわち,請求人からの即時抗告を受けた原審は,本件陳述書の内容が相当に具体的であり,Aが実際に請求人と離婚したことや,第三者の陳述書等によって裏付けられること,Aが請求人に対し虚偽の被害申告によって損害を与えたことについての和解金として100万円を支払う旨の調停を成立させたこと,請求人がAに対し本件陳述書を作成するよう強要したことをうかがわせるような事情がないことから本件陳述書の信用性は相当に高く,Aの従前の供述や請求人の捜査官に対する自白は,信用するに足りるものとはいえず,本件陳述書等の新証拠は,本件について請求人に対し無罪を言い渡すべき新規かつ明白な証拠に当たると評価でき,本件再審請求は,理由がある旨判示した。

。 検察官が特別抗告を申し立てた。

(判旨)

本件確定裁判に際しては,Aの供述調書,医師の診断書,請求人自白調書,請求人が,Aの父親に対し,「1回ドツイて暴力を振るってしま」ったことを認めて謝罪する内容の手紙を手渡したことなどを内容とする捜査報告書等の証拠書

類が提出された。

これに対し、本件陳述書の陳述内容は、「私が彼(請求人)に詰め寄ったときに、彼が手を私の方に差し出し、その手が私の鼻の右側あたりに触れたように思います。私は急に手が出てきたことに驚いてのけぞったのですが、そのとき長いスカートをはいていたこともあり、足がからまって後ろへ倒れ込んで尻もちをついてしまいました。」「尻もちをついたこと自体がショックで私の中で、もう離婚するしかない、という思いが強まり、この翌日、私は子供を連れて室蘭の実家へ帰りました。」などというものであって、「Aが請求人との離婚を有利に進めるために事件をねつ造した」とする請求人の主張とは整合せず、また、Aは、他方で、「調停で数年ぶりに彼(請求人)と顔を合わせ、当時の話になったときに、暴行や傷害が嘘であったことを認め素直にお詫びしました。また私は、自分の嘘が原因で彼に迷惑をかけ前科まで負わせてしまったことへのお詫びとして100万円を支払うことを約束しました。」と陳述し、それに沿う内容の調停が成立していることが認められるものの、両者間では平成27年9月当時まで子の養育費をめぐる争いが続いていたことを踏まえると、いかにも唐突で不自然であり、本件陳述書中には、「医師からは最初、何も異常がないので診断書に書くことが無いというようなことを言われました。ですが私は、この時、どうしても診断書が欲しいと思っていましたので医師に離婚のために使いたいということを伝えて、何とかして診断書を書いてくれるよう頼んだところ、結局裁判でも使われた診断書を作ってもらうことができました。」とする点など、たやすく信用し難い。

よって、Aの証人尋問や請求人の本人尋問等を行わないまま、本件陳述書の信用性は相当に高いなどと評価し、本件陳述書等の新証拠を基にすると、Aの従前の供述や請求人の捜査官に対する自白は信用するに足りるものとはいえないと断定して、新証拠が請求人に対し無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たると判断した原審の手続には、新証拠の信用性、とりわけ本件陳述書の作成経緯・過程の吟味を怠った点において、審理不尽の違法があるといわざるを得ないから、原決定を取消し、原審に差し戻す。

(18)東京高判平成27年9月25日 判例時報2319号124頁

平成25年(ウ)第1830号 金融商品取引法違反被告事件(控訴棄却, 上告)

証券会社の執行役員であった被告人が、公開買付の事実をAに伝えて公表前に同株券を買い付けるよう促すなどして教唆し、金融商品取引法(以下「金商法」)違反の犯罪を実行させたなどとして起訴された事案の控訴審(原審は横浜地判平成25年9月30日判決, 判例タイムズ1418号374頁, 予備的訴因の金商法167条3項違反の罪の教唆犯の成立を認めた)において、弁護人から、法令適用の誤りの主張として、「金商法167条3項違反の罪の成立には、株券の公開買付け等の実施に関する事実の伝達行為が構成要件上不可欠とされているのに、同法には伝達行為を処罰する規定が置かれていないのであるから、伝達行為は不可罰であると解すべきである」との主張がされた。これに対し、控訴審裁判所は、「金商法は、167条1項において、公開買付等関係者が公開買付等に関する事実を知って自ら取引を行うことは、一般投資家に比べて著しく有利になるもので極めて不公平であり、そのような取引を放置すると証券市場の公正性と健全性が損なわれ、ひいては証券市場に対する一般投資家の信頼が失われることになるからこれを禁止している。公開買付等関係者が公開買付等事実を第三者に伝達し、脱法的に第三者に取引を行わせることもあるし、そうでないとしても、公開買付等事実の伝達を受ける第三者は公開買付等関係者と何らかの特別な関係にあると考えられるから、そのような者が取引を行った場合にも証券市場の公正が害されるから、同法は同条3項において、第1次情報受領者による取引も禁止している。このように、同条3項の規制は、同条1項の規制を補完し、インサイダー取引規制の趣旨を徹底することを目的としたものであると理解でき、この様な同法のインサイダー取引規制のあり方に照らせば、同条3項違反の罪の教唆行為は十分可罰的であると解すべきである」との原判決の説示を正当であるとして、弁護人の主張を排斥した。

東京地裁平成2年3月26日判決, 平成元年(ワ)第5194号損害賠償請求事件判例時報1344号115頁。同様の主旨の判示が大阪地裁平成2年11月26日判決, 平成元年(ワ)第5180号損害賠償請求事件判例時報1349号188頁を参照。

【公法】

(19)最三決平成29年3月21日 最高裁HP

平成27年(行ツ)第375号 遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/612/086612_hanrei.pdf

地方公務員災害補償法32条1項ただし書及び附則7条の2第2項の規定のうち、死亡した職員の夫について一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分は、「男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み」、処分当時において合理的な理由を欠くものということとはできないから、憲法14条1項に違反しない。

(20)東京高判平成28年4月21日 判例時報2319号10頁

平成27年(行コ)第236号 所得税更正処分等取消請求控訴事件(取消・一部認容,上告受理申立て)

馬券の的中による払戻金に係る所得につき雑所得に該当するとして確定申告をしたところ,所轄税務署長から本件競馬所得は一時所得に該当し,かつ,外れ馬券の購入代金を総収入金額から控除することはできないとして更正処分及び賦課決定処分を受けたX(原告・控訴人)が,本件競馬所得は雑所得で,外れ馬券は必要経費として総収入金額から控除されるべきであると主張し,各処分の取消を求めた事案。第1審は,Xの馬券購入態様が一般の競馬愛好家による馬券購入の態様と質的に大きな差があるものとは認められず,Xによる一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するというべきほどのものとは認められないなどとして,税務署長側の主張を認め,Xの請求を棄却した。

控訴審は,Xによる各年における回収率がいずれも100%を超え,多額の利益を恒常的に得ていたことから,期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る何らかのノウハウを有していたことが推認され,Xが独自のノウハウに基づいて長期間にわたり多数回のかつ頻繁に当該選別に係る馬券の網羅的な購入をして100%を超える回収率を実現することにより多額の利益を恒常的にあげていたものであり,このような一連の馬券の購入は一体の経済活動の実態を有するということができるとして,本件競馬所得については雑所得に該当するとした上,外れ馬券を含む一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するから,外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金につき必要経費にあたるとして最高裁第三小法廷平成27年3月10日判決(刑集69・2・434)を引用し,原判決を取り消し,各処分をいずれも取り消した。

(21)仙台高秋田支部判平成28年9月15日 判例タイムズ1433号60頁

平成28年(行コ)第1号 損害賠償等義務付け等請求控訴事件(控訴棄却,確定)

秋田県湯沢市長Yは,地域の活性化を図るための連絡協議会後の懇親会に出席した。同市総務課長Aは,これに先立ちYに寸志を支払うため食糧費としての資金前渡金から5000円を支出する支払い決議を決議し同協議会に支払った。住民らは本件支払は違法であるとして,Yに対し地方自治法242条の2第1項4号本文に基づく損害賠償請求を求め,Aに対しては同法243条の2第1項に所定の職員(資金前渡職員)に当たるとして賠償命令を求めた。Yらは本件を食糧費として支出したことは不適正な処理であったと認めつつ,本件支払の目的及び金額等に照らして社会通念上相当な範囲にとどまるし,交際費としての支出であれば正当なものであるから違法な支出ではないし市に損害も生じていない等と主張したが,原審は本件支払は違法な支出であり,Aは食糧費の支出に係る支出負担行為及び支出命令の専決権者として重大な過失があり,Yは違法な本件支払を阻止すべき指揮監督上の義務に違反し少なくとも過失があったとして損害賠償責任を認めた。本判決も,本件支払を単に内部的な手続違反があったにすぎず違法ではないとの主張は議会による予算統制を定めた地方自治法の趣旨に反し,食糧費として支出する必要のない公金を支払った時点で市には損害が生じているとして控訴を棄却した。

(22)東京地判平成28年4月28日 判例タイムズ1433号177頁

平成26年(ワ)第25506号 損害賠償請求事件(一部認容,確定)

原告らは相続により取得した東京都足立区所在の土地の固定資産税等につき,地方税法349条の3の2及び同法702条の3に定める課税標準の特例(住宅用地に対し課する固定資産税等の課税標準を減ずる特例)が適用されず過大な賦課処分を行われたとして,国賠法1条1項に基づき固定資産税等の過納金相当額等の損害賠償を求めた。本判決は,本件土地はその利用状況に鑑みると遅くとも昭和52年には住宅用地の特例を適用すべきであったとした上で,本件土地について所内調査や実地調査等を適切に行い,納税者とともにする実地調査,納税者に対する質問等を実施すれば,その利用状況を確認することができ,本件土地について住宅用地の認定に至ったものと考えられるから,被告が税務担当者として職務上通常尽くすべき注意義務を尽くして調査等をしたとはいえず,被告に職務上の注意義務違反があるとし,請求を認容したが,原告らも住宅用地の申告や登記地目の変更等の登記義務を怠ったこと等から過失相殺3割を認め,また,除斥期間の起算日は損害が固定資産税等の納付によって生ずることから同納付の日とした。

【社会法】

(23)最一判平成29年4月6日 最高裁HP

平成27年(行ヒ)第349号 じん肺管理区分決定処分取消等請求事件(破棄差戻し)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/671/086671_hanrei.pdf

じん肺管理区分が管理1に該当する旨の決定を受けた常時粉じん作業に従事する労働者等が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合における労働者災害補償保険法11条1項に規定する者による訴訟承継の成否(積極)。

管理区分の認定に不服であり,取消を求める法律上の利益は,「当該労働者等が死亡したとしても,当該労働者等のじん肺に係る未支給の労災保険給付を請求することができる上記遺族が存する限り,失われるものではない」。

(24)東京高判平成28年9月1日 判例タイムズ1433号119頁

平成28年(行コ)第24号 遺族補償給付等不支給処分取消請求控訴事件(取消自判,確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/369/086369_hanrei.pdf

Xは、コンビニ店長として勤務していた子Aが過重労働により生じた精神障害が原因で平成21年1月下旬頃に自殺したとして、労働基準監督署に遺族補償一時金の支給等を請求したが不支給処分となったため、処分取消しを求めた。本判決は、労災認定における認定基準(平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」)の考え方を採用し、自殺直前のAの異常行動等(家族と温泉旅行に行った際に不眠と疲労を訴え食事も飲酒も殆どせず深夜に起きてしまう、会社に対し父の病気という虚偽の事実を述べ退職の意向を示す、店舗の金庫の鍵等を所持したまま無断欠勤して行方不明になる等)を診断ガイドラインの診断基準にあてはめ、遅くとも平成20年12月中旬頃には労基法施行規則別表第1の2第9号所定の精神障害であるうつ病エピソードを発病していたとし、同月中旬から遡って概ね6か月間の長時間労働(1か月80時間以上)連続勤務(2週間以上)ノルマの不達成を認め、その心理的負荷の強度の全体評価が「強」に当たるとして業務起因性を認定し、原処分を取り消した。

(25)東京地判平成29年3月14日 裁判所HP

平成28年(ワ)第11379号 ドメイン名使用差止請求権不存在確認請求事件 不正競争 民事訴訟 (棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/664/086664_hanrei.pdf

ドメイン名「WYNN.CO.JP」を登録した原告が、被告に対し、原告が上記ドメイン名を使用等する行為は不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争行為に該当しないと主張して、被告が原告に対して同法3条1項に基づく上記ドメイン名の使用差止請求権を有しないことの確認を求めた事案。

原告は、横浜市中区でクラブ「Wynn」(以下「原告店舗」という。)を運営する株式会社であり、原告店舗の看板に、筆記体で記載された「Wynn」との文字列(以下「原告標章」という。)を付している。被告は、アメリカ合衆国等において、「Wynn」の名称のホテル・カジノ等のリゾート施設事業を行っているWynn Resorts Limited(以下「ウィンリゾート社」という。)の子会社である。ウィンリゾート社を中心とするグループ企業(以下「被告Wynnグループ」という。)は、「Wynn」の名称を、自らの業務に係る商品又は役務の表示として用いている(以下「Wynnブランド」という。))。

本件において、原告が不正競争防止法2条1項13号所定の「不正の利益を得る目的」ないし「他人に損害を加える目的」を有していたか否かについては、他人の特定商品等表示(Wynnブランド)の性質、その周知性・著名性の程度、本件ドメイン名についての原告の権利や正当な利益の有無、原告による本件ドメイン名の登録の経緯・使用状況など、本件における諸般の事情を踏まえて総合的に判断すべきである。

認定した諸事実からすれば、Wynnブランドが、原告標章の使用開始時期には、Wynnブランドのリゾート施設事業が行われている地域はもとより、我が国においても周知であったこと、「Wynn」なる名称はありふれたものではないところ、原告があえてそのような名称を本件ドメイン名に採用するに至った正当な理由は見受けられないこと、原告が使用する原告標章の外観は、被告商標(Wynnロゴマーク)に極めて類似するものであること、被告Wynnグループが展開するホテルは世界的に高い評価を受けているところ、原告が営む原告店舗はそれとは全く異なるキャバクラ店舗であること等の事情に照らせば、原告は、被告WynnグループのWynnブランドが有する高い知名度等を利用して自己の利益を不当に図ると共に、Wynnブランドが有する高い評価を希釈化して同ブランドの価値を害する目的を有していたものと評価せざるを得ないから、原告には、不正競争防止法2条1項13号所定の「不正の利益を得る目的」ないし「他人に損害を加える目的」があったものと認められる。

したがって、原告による本件ドメイン名の取得等は、被告に対する関係で、不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争行為に該当するから、被告は、原告に対し、本件ドメイン名の使用について同法3条1項所定の差止請求権を有するものである、として原告の請求は棄却された。

【紹介済判例】

大阪高決平成28年6月28日 判例時報2319号32頁

平成27年(ラ)第547号 仲裁判断取消申立棄却決定に対する抗告事件(取消・認容,特別抗告・許可抗告)

法務速報184号9番で紹介済

東京高決平成28年7月12日 判例時報2318号24頁

平成28年(ラ)第192号 投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する保全抗告事件(取消,特別抗告,許可抗告)

法務速報188号26番で紹介済

東京地判平成28年7月19日 判例時報2319号106頁

平成27年(ワ)第33398号 不正競争行為差止等請求事件(棄却,控訴)
法務速報184号24番で紹介済

最三判平成28年9月6日 判例タイムズ1433号55頁
平成27年(受)第766号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告却下)
判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/107/086107_hanrei.pdf
法務速報185号6番で紹介済

最三判平成28年10月18日 判例時報2320号33頁
平成27年(受)第1036号 損害賠償請求事件(一部破棄自判・一部破棄差戻)
法務速報186番23号で紹介済

最大決平成28年12月19日 判例タイムズ1433号44頁
平成27年(許)第11号 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)
判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/354/086354_hanrei.pdf
法務速報188号4番で紹介済

2. 平成29年(2017年)4月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 193 3

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

・・・特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限を五年延長することを定めた法律。

・衆法 193 5

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律

・・・過疎地域自立促進特別措置法に,過疎地域の要件,過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として市町村立の専修学校等の整備に要する経費を追加すること等を定めた法律。

・衆法 193 6

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・津波防災の日の規定について,国の財政上の援助に関する規定の有効期限を平成三十四年三月三十一日まで延長すること等を定めた法律。

・衆法 193 9

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

・・・専修学校の高等課程の管理下における生徒の災害及び一定の基準を満たす認可外保育施設,企業主導型保育事業を行う施設の管理下における児童の災害について,独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とすることを定めた法律。

・閣法 190 56

臨床研究法

・・・臨床研究の実施の手續,認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置,臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めた法律。

・閣法 193 2

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

・・・大学等の教育において,優れた学生等であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加すること等を定めた法律。

・閣法 193 3

雇用保険法等の一部を改正する法律

・・・雇用保険の基本手当,移転費,教育訓練給付及び育児休業給付の拡充,職業紹介事業の適正な事業運営を確保するための措置の拡充,育児休業期間の延長,失業等給付に係る保険料率の引下げ等を定めた法律。

・閣法 193 4

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・下級裁判所の判事の員数の増加,裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少させることを定めた法律。

・閣法 193 5

裁判所法の一部を改正する法律

・・・司法修習生に対し,修習給付金を支給する制度の創設等を定めた法律。

・閣法 193 6

所得税法等の一部を改正する等の法律

・・・配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し,税額控除制度,所得拡大促進税制の見直し,中小企業向け設備投資促進税制の拡充,酒税の税率構造,酒類の定義の見直し,国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し等を定めた法律。

・閣法 193 7

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律

・・・準日本船舶の範囲の拡大,海上労働証書や船員の資格に関する規定の整備等を定めた法律。

・閣法 193 8

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成,住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度の創設,住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等を定めた法律。

・閣法 193 10

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律

・・・個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し,自動車取得税,自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し,居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入等を定めた法律。

・閣法 193 11

地方交付税法等の一部を改正する法律

・・・平成29年度分の地方交付税の総額の特例措置,各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正,県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲等を定めた法律。

・閣法 193 12

関税定率法等の一部を改正する法律

・・・個別品目の関税率の見直し,外国貿易機等が出港する際の報告事項の拡充,記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の導入,暫定関税率の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 193 13

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・国際開発協会の第十八次増資に伴い,政府が協会に対し3459億3208万円の範囲で追加出資を行うことができることを定めた法律。

・閣法 193 14

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

・・・公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準,義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改め,学校運営協議会の役割の見直し,地域学校協働活動推進員の制度の整備等を定めた法律。

・閣法 193 17

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

・・・国際原子力機関の勧告等を踏まえ,原子力事業者等に対する検査制度の見直し,放射性同位元素の防護措置の義務化,放射線障害の技術的基準に関する放射線審議会の機能の強化等を定めた法律。

・閣法 193 18

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の有効期限を10年延長すること等を定めた法律。

・閣法 193 20

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・在外公館としての在レシフェ日本国総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部の新設,在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を定めた法律。

・閣法 193 22

農業機械化促進法を廃止する等の法律

・・・農業機械化促進法の廃止,国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務に係る規定の整備を定めた法律。

・閣法 193 23

主要農作物種子法を廃止する法律

・・・最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み,主要農作物種子法を廃止することを定めた法律。

・閣法 193 32

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律

・・・遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって,生物の多様性を損なうもの等が生じた場合における生物の多様性に係る損害の回復を図るための措置を追加すること等を定めた法律。

・閣法 193 36

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・地方公共団体等の提案等を踏まえ,都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うこと,地方公共団体に対する義務付けを緩和すること等を定めた法律。

3.4月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

中込 一洋/末次 弘明/岸 郁子/植草 桂子/著 学陽書房 240頁 3,456円
駐車場事故の法律実務

村 千鶴子/著 中央経済社 233頁 2,592円
Q&A市民のための特定商取引法

田村 洋三/小坪 眞史/編著 北野 俊光/雨宮 則夫/秋武 憲一/浅香 紀久雄/松本 光一郎/著 日本加除出版株式会社
512頁 4,752円
補訂 実務 相続関係訴訟 遺産分割の前提問題等に係る民事訴訟実務マニュアル

大阪弁護士会中小企業支援センター/編 民事法研究会 267頁 2,808円
ヒアリングシートを使った中小企業の法律相談マニュアル 信頼につながる基礎知識とヒアリングのノウハウ

上田 純子/松嶋 隆弘/編著 三協法規出版 333頁 4,320円
会社非訟事件の実務

4.4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

菅原哲朗/森川貞夫/浦川道太郎/望月浩一郎 監修 青林書院 352頁 4,212円
最新青林法律相談14スポーツの法律相談

日置巴美/板倉陽一郎 著 商事法務 224頁 2,484円
個人情報保護法のしくみ

鈴木 涼介/齊藤 圭太/著 清文社 293頁 2,808円
Q&A土業のための改正個人情報保護法とマイナンバー法の対応と接点

松本 博之/著 日本加除出版 576頁 9,072円
訴訟における裁判所手数料の算定 訴額算定の理論と実務

滝川 敏明/著 法律文化社 190頁 3,024円
実務 知的財産権と独禁法・海外競争法 技術標準化・パテントプールと知財ライセンスを中心として

宮崎直己/著 新日本法規 392頁 4,968円
判例からみた労働能力喪失率の認定

5. 発刊書籍<解説>

「ヒアリングシートを使った中小企業の法律相談マニュアル 信頼につながる基礎知識とヒアリングのノウハウ」
契約書作成,債権回収,労務問題,海外展開支援,知的財産,事業再生について解説されており,ヒアリングシート,相談事例,相談時にまず説明すべき事項,ヒアリングシートの使い方という順に構成されている。

若手が中小企業や事業者から法的な経営課題等について相談されたときに,法的な重要事項を効率よくヒアリングするためのマニュアルとの位置づけで作成されている。ヒアリングシートはチェック項目などがあり,そのまま実務にて活用されることを目的としている。若手だけでなく,中堅も典型的事例の確認に最適な本である。

「最新青林法律相談14スポーツの法律相談」

第1章アスリート・コーチ・トレーナーの法律相談,第2章スポーツ団体の法律問題,第3章スポーツ行政の法律問題と構成されており,不当差別に関する法律相談,代表選考に関する法律相談,懲戒処分に関する法律相談,スポーツ指導上の問題に関する法律相談,事故防止に関する法律相談,スポーツ振興に関する法律相談などが解説されている。

スポーツに関する法律問題が民事,刑事,行政と分野を問わず多岐にわたって解説されている。Q&A方式であり,スポーツに関する法律問題を取り扱う際に解決の糸口を探すことに役に立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。